２０２５年７月２０日発行

村尾光子の
下野（しもつけ）市議会報告 （第79号）



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@nifty.com

令和7年第1回臨時会(5月21日)と第2回定例会(6月4日～19日)の報告です。

～もくじ～

《審議事項》

【第1回臨時会】

○**人事案 (1件)**
・副市長の選任(五月女 治氏：前議会事務局長)：賛成全員

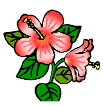
○**専決処分の承認 (4件)**
・R6 国保会計補正予算(第６号)　・市税条例一部改正
・都市計画税条例一部改正　・国保税条例一部改正

○**R7年度会計補正予算 (2件)**
・一般会計(第１号)　・水道事業会計(第１号)

【第2回定例会】

○**報告 (6件)**：R6 年度各会計の年度末処理報告
・一般会計継続費繰越計算書　・一般会計繰越明許費繰越計算書　・石橋駅周辺区画整理事業会計繰越明許費繰越計算書　・仁良川地区区画整理事業繰越明許費繰越計算書
・水道事業会計予算繰越計算書　・下水道事業会計予算繰越計算書

○**議案 (8件)**
《**補正予算**》(３件)
・R7 一般会計補正予算(第２、３号)　・R7 石橋駅周辺土地区画整理事業(第１号)
《**条例制定**》(２件)
・ホテル誘致条例
・学校教育サポートセンター設置条例
《**条例改正**》(１件)　・市税条例改正
《**その他**》(２件)
・財産の処分について(旧吉田東小施設・土地を譲渡)
・市道認定(しもつけ産業団地内６路線)



■**一般質問：11議員が質しました。**

令和７年第３回定例会の会期は
９月２日(火)～２６日(金)の予定です。

今年の関東地方の梅雨明けは7月19日頃のようです。酷暑や激しい降雨に翻弄されましたね。
皆様、お変わりなくお元気にお過ごしでしょうか。

高気温による農産物の異変が報道されており、農産物への影響が心配です。常々、食料の自給率を高めなければと考えていますが、気象に抗うことは至難の業、こうした場合にも備えた国内流通体制も含めた生産体制を確立しなければ、と思います。

食料の安全保障は、先ず第一に自給率を高めることに尽きるでしょう。国民の食料を自国で生産・提供できないとは、国力が弱体化しているといえるのではないでしょうか。

参議院議員選挙のため、私たちの日常の政治活動が制限され、この議会報告書のお届けが遅くなります。ご了承ください。

市議会会派下野市民派クラブによる

議会報告＆意見交換会



とき：Ｒ７年８月３日(日)
午後１時３０分～４時００分
ところ：グリーンタウンｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 会議室

ゲストスピーカー：下野市長 坂村哲也さん
報告者：鈴木一司・石川 浩・加藤好雄・村尾光子の４議員

どなたでもお気軽におでかけください！(出入自由)
暑い最中、コミセンで涼みながら意見交換はいかがですか

■副市長に五月女 治 氏 選任同意(第1回臨時会)

任期4年：R7年6月1日～ R11年5月31日
下野市薬師寺在住、 S62.4 ～南河内町職員、 H18.1 ～ R7.5 下野市職員、R7.5.31 退職

■ PFAS問題、石橋第２配水場に浄化装置(粒状活性炭方式)を設置(第1回臨時会)

●一般会計補正予算（第1号） 8,800万円を追加

【歳入】・財政調整基金繰入金　3,800万円
　　　　・水道事業債(一般会計出資債)　5,000万円
【歳出】・水道事業会計操出金　8,804万円

石橋第2配水区内水道水汚染対策費 3,804、
浄水施設整備 5,000

水道事業は公営企業会計、独立採算制が原則なのに、何故一般会計で起債するのか、疑問だった。
「水道事業における公共用水域の汚濁に起因する物質を除去するために行う浄水施設整備事業については、『地方公営企業繰出基準』に基づき、事業費の1/2を一般会計から繰り出すこととされている」(総務副大臣通知)。
この財源として、水道事業債を活用するが、起債充当率100%のうち、50%は水道事業企業債とし、残りの50%を一般会計出資債として起債する。一般会計については元利償還金の50%が交付税措置される。水道事業企業債については交付税措置の対象外、とのこと。少しでも有利な資金調達方策だった。

—村尾総括質疑への答弁から—

●水道事業会計補正予算(第1号)

【収益的収支】
○収入・営業外収益(一般会計繰入金)　3,804万円
○支出・営業外費用(雑支出)　4,563万円
【資本的収支】
○収入・企業債　5,000万円
　　　・一般会計繰入金　5,000万円
○支出・水道事業建設費　10,000万円

第2配水区浄水施設設計業務委託費 200
同施設整備工事 9,800

《浄化装置の整備》— 5/13 議員全員協議会説明—

(目的)　新設井戸の供用開始には時間がかかるため、短期間で水質を改善できる浄化装置を整備し、水質の安全と、水道供給の安定を図る。
(内容)　設置箇所：上原憩いの森公園内、
　　　　　　　　　または石橋第2配水場内
　　　　浄化方式：粒状活性炭方式
　　　　処理能力：37.5 m^3 ／時間
　　　　対象水源：原水または浄水
＊汚染濃度の最も高い第13号水源からの取水量は 22 ～ 24 m^3 ／時なので、この処理能力で暫定目標値以下に抑えることは可能と判断した(都市建設部長)。

—村尾総括質疑から—

(問)PFAS処理方式の比較検討結果は？

(倉持都市建設部長)冬期の渇水期には汚染濃度が上昇する(だろう)ことを考慮し、整備期間を重視して選定した。(—>渇水期になる前に整備したい)
検討した各処理方式のメリット・デメリットは
○粒状活性炭：有機物の吸着に優れている。整備期間は最も短く、比較的安価。吸着能力が限界に達すると再生が必要。その費用ため長期的運用コストを考慮する必要がある。
○イオン交換樹脂：特定のイオンを選択的に除去する能力に優れている。特にPFASに対して高い除去効率があり、再生可能なので長期的なコスト削減になる。
○膜処理：物理的なフィルターとして機能し、高い精度でPFASを除去でき、連続的な運用が可能。膜の目詰まりや劣化へのメンテナンスコストがかかる。

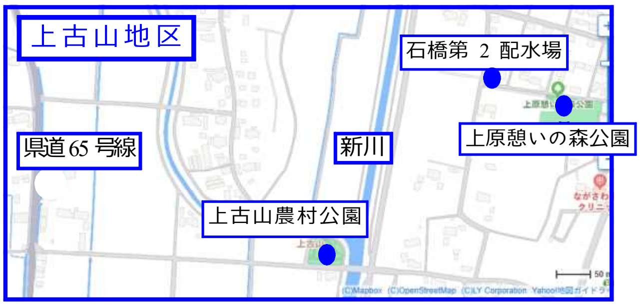
◆　◆　◆　◆　◆

(問)使用済み活性炭の処理はどう処分するのか

(倉持都市建設部長)浄化装置設置後のメンテナンス作業の一環として、専門業者に委託する。処理状況については定期的に監視し、適正な管理に努める。

(問)定期的にチェックとはどのようにするのか。この分野の専門的知見を持つ職員はいるのか。

(倉持都市建設部長)定期的にマニフェスト等で確認する。専門職の職員はいない。最終処分をどうしているか、職員が確認する。
(坂村市長)(使用済み活性炭の)適正な処理方法について研究する。自分たちの目でしっかりと、最後まで責任を持って確認する。



世帯ごとに個別に浄水器を設置するより、配水元で浄水できれば結構なことだ。汚染濃度の高い水源井戸への設置は難しいとのこと。
先日、石橋第2配水場敷地内に設置できるようになった、工事請負契約等はまだ。と議会事務局から聞いた(6/27)。
年度末近くになっての緊急事態に、何かとご苦労があったと推察するが、市は、市民の安全で安心できる生活を守るため奔走されていることに感謝し、敬意を表する。

＊ PFAS水質検査結果　(浄水、単位：ﾅﾉｸﾞﾗﾑ/ﾘｯﾄﾙ)

	5/19	5/26	6/2	6/9	6/12	6/19
若林公園	35	36	44	47	48	42
上古山農村公園	40	37	40	48	47	42

■市税条例等改正　　　　　　（第１回臨時会）

地方税法等改正が３月 31 日に公布、４月１日施行されため、例年の様に専決処分された条例を承認した。

【改正点】　（施行：R7.4.1 ～）

●市税条例の一部改正

(1)固定資産税

新築住宅等に対する固定資産税減額規定の適用を受ける場合に申告する規定の新設：大規模修繕等が行われたマンションに対する減額措置について、マンション管理組合管理者等から必要書類が提出され、一定の要件に該当する場合には減税措置を適用できる。

(2)軽自動車税

①新基準原動機付自転車に係る区分の創設：

125cc 以下で最高出力を 4.0kW 以下に制御した新基準原動機付自転車の区分を創設、税率：2,000 円／年

②種別割税率区分の見直しに伴う減免規定の追加

③マイナ免許証の運用開始に伴う身体障害者等に対する種別割減免申請に係る規定等の整備：

申請時にマイナ免許証の提示が可能となり、その場合は、免許情報記録の番号、運転免許の年月日、有効期限等を記載すること、マイナンバーカード情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

●国民健康保険税条例の一部改正

軽減判定所得の算定時に被保険者数に乗ずべき金額の見直し： 国民健康保険被保険者間の公平性の確保と中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため。

軽減判定所得＝世帯主及び国保加入者の合計所得

【所得判定基準額の改正】

7 割軽減	改正なし
5 割軽減	295,000 円 → 305,000 円
2 割軽減	545,000 円 → 560,000 円

○軽減判定所得＝「基礎控除額(43 万円)

＋(所得判定基準額×被保険者数)

＋ 10 万円×(給与所得者等数－ 1)」

7 割軽減の場合は下線部分がない

で求められた基準額以下の場合、軽減対象。

※ 改正による対象は 36 世帯、軽減額は 160 万円増に。

■市税条例等の一部改正　　　　（第２回定例会）

【改正点】

(1)総則：インターネットを通じて、公示送達を閲覧することができるようにし、同時に掲示板に書面を掲示するための規定整備　　（施行：R8 年 5 月までを予定）

(2)個人住民税　　（施行 R8 年 1 月 1 日）

特定親族特別控除の創設に伴う規定追加等：

・特定親族特別控除額を、所得から控除すべき金額に追加　・個人住民税申告義務に係る規定整備　・給与所得者の扶養親族等申告書への記載事項に特定親族を追加　・公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出規定等の整備

(3)市たばこ税

加熱式たばこに係る課税方式見直しに伴う規定追加

【換算方式】

ア 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式のたばこについては、当該加熱式たばこの重量 0.35 ｇをもって、紙巻きたばこの１本に換算する。

イ 上記以外の加熱式たばこについては、当該加熱式たばこの重量の 0.2 ｇをもって紙巻きたばこの １ 本に換算。

(注 1)ただし、品目ごとの１個当たりの重量が４ｇ未満のものについては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻きたばこ 20 本に換算する。

(注 2)製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具で、上記アに掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されることが明らかなものについては、(注 1)は適用しない。

施行日：R8 年４月１日

※ただし、激変緩和の観点から経過措置を講ずる。R8.4.1 ～ R8.9.30 までは「改正前の換算本数に 0.5 を乗じた本数」と「改正後の換算本数に 0.5 を乗じた本数」の合計本数とする。

➡ 消費者への激変緩和措置として、R8 年４月、及び同年 10 月の２段階で引上げる。

◆加熱式たばこと電子たばこの違い

○加熱式たばこ：たばこ葉が使用されているため、たばこ税課税。高温加熱と低温加熱の２方式。

高温加熱方式：200 ℃以上でたばこ葉が詰められたスティックを直接加熱、発生した蒸気を吸う

低温加熱方式：40 ℃で液体(ﾘｷｯﾄﾞ)を加熱･霧化したばこ葉を通過させて、吸引する。

○電子たばこ：たばこ葉は使用していないので、たばこ税は非課税。食品添加物で構成されたフレーバーリキッドを使用、リキッドを加熱して蒸気を吸う。ニコチン･リキッドを使用する器具は医療機器扱いとなり、薬機法上の許認可が必要。

下野市のたばこ税収入は、年々減少しているもののR7年度は3億4800万円を見込んでいる。

今回の改正は紙巻きたばこと加熱式たばこの税負担差を是正するため。その上で、さらにR9年4月、10年4月、11年4月と3段階で税率引き上げ(各回0.5円／本)が予定されている。税率引き上げは国税のみ（財務省資料「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置（たばこ税）」から）

◆たばこ税には国税と地方税、加えて消費税がある

580 円(20 本入り)の税内訳(R7.4 月の小売価格：円)

消費税	国税 152.44 円		地方税 152.44		たばこ税総額
	たばこ税	たばこ特別税	道府県	市町村	
52.73 円	136.04	16.40	21.40	131.0	304.88 円

国税分税率引上げで**R11年4月から334.88円になる**

たばこ特別税：日本国有鉄道清算事業団及び国有林や事業特別会計の負債を、一般会計に承継させることに伴い生じる負担を補うため創設。国債整理基金特別会計の歳入になる。H10年12月より課税。　― 出典 Wikipedia ―

■ホテル誘致条例の制定と　ホテル立地促進事業補助金の創設

市内には宿泊施設が数少なく、市はホテル立地を期待しているが、民間からのその動きは感じられない。

そこで、第三次観光計画(R6 ～ 10 年)の基本施策に「市内における宿泊施設(ホテル･旅館等)の誘致」を明記し、具体的な取組みについて庁内で検討を進めてきた。

その結果、積極的な誘致策を展開することとし、誘致方針を明確にし、補助制度を創設して誘致条例を制定した。

【ホテル誘致方針】

(1)用地の確保：民間事業者独自での用地確保を促す
(2)誘致対象の宿泊施設：原則としてビジネスホテル
(3)立地促進策：ホテル新設した事業者に補助金交付
(4)推進するエリア：自治医大駅及び自治医科大学周辺を優先的エリアとする

【支援内容】

●対象者の認定要件

1. 出店区域：市内全域　**2. 出店形態：土地** 事業者による購入、借地　**建物** 事業者による建築、借家
3. 用途：旅館業法第 2 条第 2 項に定めるホテル営業(風俗営業法に定める風俗営業等は除く)
4. 規模：ホテル客室 50 室以上　**5. 操業：**用地取得から 3 年以内に開業し、開業後 10 年以上継続して営業
6. 雇用：市民の雇用に努める
7. 施策協力：市の施策に協力するよう努める

●補助金内容

①ホテル新設補助

土地･建物の取得額の一部を補助	取得額の 10 %	限度額 2 億円

②ホテル事業運営補助(事業創業後))

ア)固定資産税･都市計画税課税相当額を 5 年間補助
イ)借地･借家料の 10 %を 5 年間補助　(上限 年間 1,000 万円)
ウ)水道料金の 50 %を 5 年間補助　(上限 年間 200 万円)
エ)下水道使用料の 50 %を 5 年間補助　(上限 年間 200 万円)

【事業申請内容の審査】

「下野市ホテル立地促進事業費補助金審査委員会」設置
構成委員：副市長、各部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長
事務局(庶務)：商工観光課



【条例の施行】R7 年 7 月 1 日から

※客室 50 室以上のホテル立地(複数事業者でも可)が実現した後は、この条例は改正または廃止する。

補助金交付額はかなり高額になるに違いない。財源確保が心配だった。でも、市税や上下水道料金を納入後の補助金交付、そうなら、当面は大丈夫か。行政需要は増えるが。

■学校教育サポートセンター条例制定

これまで NTT 研修センター跡(石橋地区花の木)の建物を借用して学校教育サポートセンターを運営していたが、契約期間が終了し返却する。

数年前より、次期施設について検討し、旧すみれ作業所跡地に新築することとして準備を進めてきた。

このほどニアリー ZEB 認証(※)を受けた建物が完成し、移転した。これを機に条例を制定した。

《条例から抜粋》

(設置)：市内の児童生徒一人ひとりの社会的自立を目指し、多様な教育課題の解決に向けた総合的な支援を実施する。

(名称･位置)
名称：下野市学校教育サポートセンター
位置：下野市花の木二丁目 4 番 12 号

(事業)
1. 学校等が単独で解決することが困難と判断された事案について、問題解決に向けた対処方針を検討し、指導又は助言を行う。
2. 必要に応じ教育相談員を派遣し、問題解決に向けた対応を行う。
3. 下野市教育支援センター(スマイル教室)の運営に際し必要な指導及び援助を行う。

(管理)：サポートセンターは教育委員会が管理する。
(施行)：公布の日から施行

※Nearly ZEB(ﾆｱﾘｰ ｾﾞﾌﾞ)認証：建物全体の一時エネルギー消費量から省エネ･創エネ合わせ75～100%未満を削減



6月20日開所した。
大松山運動公園の、文教通りを挟んで東側

◆学校教育サポートセンターの主たる機能は2つ

①教育支援センター(スマイル教室)

市内小中学校･義務教育学校に在籍し、長期にわたり欠席している児童生徒で、本人･保護者が通級を希望する場合、教育長の承諾を得て入級できる。学校復帰に向けた指導･援助、自立支援が受けられる。

②相談部(市教育研究所の相談機関)

児童･生徒･保護者及び教職員に向けた相談機関。多様化する保護者等からの要望や特別な支援を要する児童･生徒の就学や不登校等、学校のみでは解決困難な諸問題に関係機関と連携して適切に対応する。継続的支援のため 18 歳までを対象とした。

③福祉分野との連携：市福祉まるごと相談窓口の相談員(社会福祉士)が月 2 回勤務する。

― 参考：従前の学校教育サポートセンター運営要綱、教育支援センター運営要綱。改訂版･新規則等は未確認 ―

■旧吉田東小学校施設･土地を有償譲渡

地元のコミュニティ推進協議会及び学校法人愛泉学園から学校跡地の利活用に関する要望書が提出されていた（R6.2 月）。本年 4 月、愛泉学園と「吉田東小学校跡地売却に関する基本協定」を締結し、5 月には売買仮契約締結、地域住民を対象に、説明会を開催した。

有償譲渡の内容	
①土地：下野市中川島及び本吉田　15,076.29 ｍ² ②主たる建物 校舎（3 棟：鉄筋コンクリート造 2 階建、鉄骨造陸屋根平屋造、木造スレートぶき平屋建）、 食堂、更衣室、物置（2 棟）、トイレ）、体育館、	
処分の方法：	随意契約
予定価格：	39,625,000 円
処分の相手方	学校法人愛泉学園 理事長 小倉康延

◆国庫納付金等

(1)校舎等財産処分にかかる国庫納付金

校舎･体育館の大規模改修等に国庫補助金を活用した（S43 ～ H22 年度）ため、その一部の約 700 万円の返済が必要。

額確定後、同額を学校整備基金に積立 ➡ 返済免除

(2)体育館財産処分にかかる市債繰上償還

R 元年度に実施した体育館改修工事のため、地方債 540 万円を借り入れたため、未償還額の繰上償還が必要。➡ 補正予算で 240 万円計上、9 月に償還

◆吉田東小学校跡地の活用内容

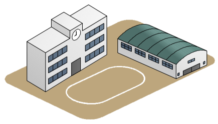
(1)施設本体

幼保連携型認定こども園（吉田保育園移転、新設）、学童保育施設、子育て支援センター、放課後ディサービス、発達支援センター

(2)地元要望への対応

- 地域活性化のための活用（校庭、ランチルームの地域開放）
- 災害避難場所としての機能維持

■吉田西小学校跡地についても協議が整い、一部を有償譲渡



(1)吉田地区コミュニティ推進協議会からの要望

- 地域農業の活性化･発展への支援
- ランチルームの地域活動拠点としての活用
- 学童野球のグランド利用
- 災害避難所としての機能維持

(2)有償譲渡予定内容：契約予定 R7 年 8 月

土地：　概ね 2,600m²（蔵王の森･駐車場一部） 建物：　体育館　1,129m²	
予定価格	約 1,750 万円
処分の相手方	株式会社山田錦栽培研究所 代表取締役　海老原寛明

＊本件は議決要件には該当しない。

■R7年度一般会計補正予算(第2号･第3号)

《第 2 号》　補正額　1 億 9171 万円を追加

できるだけ早く交付できるよう、定例会初日に議決。

【歳入】 ○国庫補助金　4517 万円
○基金繰入金　1 億 4600 万円

【歳出】

○定額減税を補足する臨時特別給付金支給事業　1 億 9201 万円

> R6 年度に実施したが定額給付が、①本来給付すべき額に不足が生じた人に不足額給付、②定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付金の対象に該当しなかった世帯主･世帯員に 4 万円／人（R6.1.1 時点で国外在住の人は 3 万円）を給付。
> 対象者 6,600 人（詳細は市広報 7 月号 P30、市 HP 参照）
> 年度内に交付予定の地方創生臨時交付金で充当される予定なので、基金からの充当額は全額組戻しされる。

《第 3 号》　補正額 967 万円 、

― 予算総額 295 億 4939 万円に ―

【歳入】

○国庫補助金	92 万円
○県委託金	13 万円
○財産売払収入	3962 万円
○基金繰入金	△ 3100 万円

【主な歳出】

○市有バス故障時対応用バス借上　280 万円

> 市有バス 1 台が故障のため運行管理委託費から借上料に変更。次年度以降は国分寺号のみで運行し、不足する場合は借上げる。

○民生費　184 万円

> 給付基準見直しのため、障害者総合支援及び生活保護給付事業のシステム改修

○石橋駅周辺区画整理事業特別会計繰出金　107 万円

○南河内第二中学校区共同調理場建設工事
設計業務委託費追加　440 万円

> 汚染･非汚染区域の明確なゾーニングや食材搬入から調理、調理後の搬出までの衛生管理を考慮して延べ床面積 1,000m2 → 1,300m2 としたので、実施設計では建築面積が拡大した。
> 
> 設計業務委託は R7 年 10 月 30 日までに延長

○市債繰上償還費　241 万円

> 旧吉田東小学校体育館譲渡に係る繰上償還

―議員全員協議会（5/26）から―

市幹線道路網整備計画(改訂版) 中間見直しの報告

身近な市道1-9号線(上三川高校通り)の延伸が気になった。測量は実施したようだ。幹線道路(骨格―2)の位置付けだが、南へ延伸部分は2-20号線、新規①と表現され、整備は短期(概ね10年以内の整備)としている。詳細計画を聴く余裕がなかった。







村尾光子の一般質問



「こども誰でも通園制度」本格施行に向けた取組体制を伺う

2026 年 4 月から、全国全ての市区町村で「こども誰でも通園制度」が実施される。保育所などに通園していない 0 歳 6 か月から 3 歳未満の子どもを対象に、1 か月に 10 時間以内で保育所等を利用できる制度である。準備はどのように進んでいるのか、確認した。

**(1)市役所のどの部署が担うのか。
「乳児等のための支援給付」を提供できる市内の事業所は何箇所か。
これらの事業所への研修等は実施されるのか。**

【坂村市長】 こども誰でも通園制度は R6 年 6 月の子ども・子育て支援法改正に基づき創設された。

この制度は、社会全体で子育てを支えることが求められる中、子どもの成長の観点から、良質な生育環境を整備することを目的としている。保護者の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度だ。

本市では本年 3 月に市子ども計画（R7 ～ 11 年度）を策定した。この計画では、こども誰でも通園制度は子育て応援課で担う事業として位置づけている。今年度はこの計画に基づき、来年度の事業開始に向けて準備を進める。

現在、市内には公立・民間合わせて 17 の教育・保育施設（保育園 7 、認定こども園 8 、幼稚園 1 、小規模保育施設 1)がある。

こども誰でも通園制度に類似した事業として、**一時預かり事業**があり、15 施設が実施している。また、市独自の事業として**育児ママ・パパリフレッシュ事業**は 12 施設で実施している。

一時預かり事業：保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、一時的に家庭で保育することが困難となった乳幼児を預かる事業。保育園等に在園の児童は原則利用不可

育児ママ・パパリフレッシュ事業：3 か月～ 1 歳未満の子を対象に、年間 12 時間預けることができる。

今後は、これら事業のノウハウを活かし、市内教育・保育施設へ事業説明会実施、参加施設募集等の準備を進める。

**(再質問)障がいをもつ等、特別な配慮が必要なこどもの保育には、保育士の研修が必要ではないか。
こども誰でも通園制度の受入可能事業所はどのくらいあるのか。**

【荻原健康福祉部長】 市としては保育士の研修は実施していない。県などと協力しなければできない。

市内では、こども誰でも通園制度に類似した一時預かり事業と育児ママ・パパリフレッシュ事業に 12 ～ 15 園が取り組んでいる。これらの園がある程度は、来年度からの支援給付事業に対応していただけると考えている。

(2)「支援給付」とされているが、実施する上での財源はどのようか。市の負担はどの程度か。

【坂村市長】 こども家庭庁の「乳児等通園支援事業実施要綱」によると、市から委託先への委託料単価はこども 1 人 1 時間当たり、0 歳児 1,300 円、1 歳児 1,100 円、2 歳児 900 円となっている。財源は、子ども・子育て支援交付金により、人口規模により基準額が設定されており本市の基準額は 3,718 万 9000 円、負担割合は国 3/4 、市 1/4 である。

一部の自治体では R7 年度から先行実施しており、R8 年 4 月から全国実施される新たな給付制度である。多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、全ての子育て世帯への周知に努める。

**市こども計画(R7.3策定)を確認した。
乳児等通園支援制度(「こども誰でも通園制度(仮称」)についての計画値が示されていた。
R8年度は0歳児、1歳児、2歳児とも必要量に対する供給体制は充足、R9年度以後は必要量を上回る供給体制が整う見込みとあった。
新しい給付制度に対応できるのか、心配したが、類似事業の実績を踏まえて、大きな不安無く準備は整えられるようだった。
不定期に保育するこどもの特性を把握するのは困難ではないかと感じた。利用申込時には面接もあり、他市の先行例では同じ園に継続しての利用が多いとのこと。入園前のお試し保育とでも言えるのか。**

「学びの多様化学校」設置に向けた検討を!

文部科学大臣が指定した特定の学校では、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる。このような教育が行える学校を「**学びの多様化学校**(いわゆる不登校特例校)」と読んでいる。（文科省「学びの多様化学校設置に向けて手引き」から）

学校に行けない児童生徒への学びの保障をするには、先ずは個々の学習意欲を育てることが大事ではないか。

(1)市内の不登校状態にある児童生徒数、及び学校教育サポートセンターに通所している児童生徒数を伺う。ここに通所していない児童生徒の状況はどのように把握しているのか。

【石﨑教育長】 不登校児童・生徒の増加について、R5 年 10 月、政府は児童・生徒が安心して学ぶことができる誰一人

取り残されない学びの保障に向けた取組の強化を示し、全国的な課題として取り上げられている。

本市では、この課題の取組の一つとして、市内全学校を対象に、年 4 回、長期欠席傾向児童・生徒調査を実施している。R6 年度末の調査結果では、不登校判断基準の年間 30 日以上の欠席に該当する児童・生徒数は、以下の通り。

	R6(割合%)	対前年度
小学校・義・教前期課程	47 人(1.59)	0.26%増
中学校 義・教後期課程	125 人(8.21)	0.54 %増
合計	172 人(3.84)	0.41 %増

市学校教育サポートセンター内の、不登校状態にある児童・生徒が通う教育支援センター(スマイル教室)には、R6 年度は 17 人の児童生徒が通所した。

教育相談員の支援の下、読書、学習などに取り組みながら、学校生活への復帰や社会的自立を目指して活動した。教育相談員は子ども達の状況を把握し、一人一人の意思を尊重しながら支援を行っている。



一方、不登校状態にありながらスマイル教室に通所していない児童・生徒に対しては、担任が家庭訪問を行い、学校からのお知らせや学習課題等を届けることを通して児童生徒との関係を保ち、学校とのつながりが途切れないようにしながら、状況の把握に努めている。

また、市健康福祉部の相談員や学校配置のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携して相談や家庭訪問をすることにより、多くの目で見守っていることを児童・生徒とそのご家庭に伝えられるようにしている。

(再質問)不登校状態にある児童・生徒数とスマイル教室に通所している人数には乖離がある。不登校状態にある児童・生徒には家庭訪問により学習課題や教材等を届けているとのことだが、社会的自立に向けた学びの保障はできているのか。

【石﨑教育長】調査結果の数字は「30 日以上の欠席」の児童生徒数を不登校として出した。スマイル教室に通っていない児童生徒数は実数は言えないが、極一部である。実態は、家庭訪問しても会えず、引きこもり状態に近い場合もある。



社会的自立を促し育むためには、他者との関わりを増やすことが必要だ。学びの多様化学校と同様にスマイル教室も、地域の多くの方々と関わることを目標にしているが、一部の生徒については、先ずは人間的な関わりを持たせることすらできていないのが実情だ。

今後とも、学校、サポートセンター、教育委員会が手を取り合って、家庭支援に努める。

(2)「学びの多様化学校」設置に向けての検討を!

【石﨑教育長】学びの多様化学校とは、不登校児童・生徒の実態に配慮し、通常の学習指導要領の枠にとらわれず柔軟な教育課程を編成し、学習支援を行う学校のことである。H17 年に制度化された不登校特例校を基に、R5 年に名称が変更され、より広い学びの選択肢を提供することを目的としている。

R5 年の閣議決定では、不登校児童・生徒の多様な教育機会の確保に向けて、各都道府県・政令都市での 1 校以上の設置を進め、将来的には不登校特例校への通学を希望する児童・生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室も含め、全国で 300 校の設置を目指すとされ、R7 年 4 月現在、全国で 58 の学びの多様化学校が設置されている。

本市では、学びの多様化学校に近い支援を行える機関として、教育支援センタースマイル教室がある。

スマイル教室では、不登校児童・生徒の実態に応じて、活動時間を柔軟に設定、取り組む内容を選択しながら活動している。

R7 年度からは、主に教育相談に携わる教育相談員を 1 名増員して 6 名に、福祉まるごと相談窓口の福祉相談員を月 2 回、学校教育サポートセンターに配置し、義務教育終了後も継続して支援できるようにした。

学校教育サポートセンターでは、相談部とスマイル教室が同施設内にあるため、相談と教育支援を連携して行っている。(p4 学校教育サポートセンター条例参照)

一方、新たな不登校を生まないための未然防止策が重要である。どの学校も当事者の気持ちに寄り添った対応に取り組んでいる。学校では、教室に入ることに抵抗ある児童・生徒に対して、学校内の学校教育支援センターでの学習支援や相談を行い、オンライン授業参加ができるようにするなど、児童・生徒一人一人の状況に応じた対応をしている。

現在、不登校支援を拡充・強化しているが、これらの取り組みを継続しながら、学びの多様化学校については、他市町の先進事例を注視し、その良い点を本市の教育活動に取り入れていけるよう鋭意検討を進める。

学校教育サポートセンター新築の計画段階で提案できたらよかったのに、と悔やまれる。「学びの多様化学校」は「不登校特例校」を改称したものと知ったのはつい最近のことだった。

本市でも不登校児童・生徒数は急増している。スマイル教室での教育支援内容は、学びの多様化学校に近い形で為されていると感じた。

7月、下都賀地区市町教育委員会連合会は宮城県白石市立白石南小学校・白石南中学校(小中一貫校、通称白石きぼう学園)の学事視察に行かれるとのこと!!

「防災道の駅」に指定された道の駅しもつけの今後の取り組みは？

(1)道の駅しもつけは拡張事業に着手するところだが、「防災道の駅」に指定されたことで、拡張事業の変更はないのか。

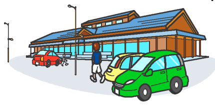
【坂村市長】幅広い世代に受け入れられ、道の駅自体が目的地となるよう、また、道の駅として必要な防災機能の強化・拡充の両面から整備を検討してきた。今回の選定に伴い将来の整備計画に変更が生じることはない。

今年度は拡張整備基本計画を作成する。広域的な防災拠点としての機能強化に向けた検討については、国・県からの助言を受けながら進める。

(2)BCP(事業継続計画)策定はどのように進めるのか。

【坂村市長】道の駅しもつけでは、災害発生時には関係機関が協働し、迅速かつ的確な応急対策等実施、迅速かつ効果的な防災活動に努めることを目的として、R2 年 2 月に宇都宮国道事務所と災害時の道の駅利用に関する基本協定を締結した。また、R4 年 3 月には、広域災害発生時には災害対策以外の利用を禁止・制限し、重要物流道路維持等の広域的な災害応急対策を実施するための拠点となる防災拠点自動車駐車場として国土交通省より指定された。これらを踏まえ、R5 年 12 月に道の駅しもつけ BCP を策定した。

国の支援を受けながら、国・県と連携し、既存 BCP を見直す。



防災道の駅：都道府県の地域防災計画等で広域的な防災拠点に位置づけられている道の駅を対象に、災害時に求められる一定の機能を備えることを要件に、国土交通省から選定される。県内では2021年、「道の駅みぶ」が選定　―市長答弁―

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

3/25 ～ 4/17　村尾市議会報告 No78 編集・印刷作業

【4月】
- 5　**認定こども園野ばら幼稚園入園式参列**
- 6　インクルーシブ教育定例研究会『学びの多様化学校』から見る公立学校再生のヒント―大和市立引地台中学校分教室の挑戦から」(Zoom)
- 9　**南河内第二中学校入学式参列**
- 10　**祇園小学校入学式参列／議会運営委員会／議員全員協議会**
- 20　自然に親しむ会講演「半径 100m で楽しむ身近な植物観察のススメ」鈴木　純氏／総会
- 23　水道水を考える市民ネット(水通信 No11 印刷作業)
- 24　同上(水通信差し込み作業)
- 25　**下野市・ディーツヘルツタール姉妹都市締結50周年記念式典／歓迎パーティ**
- 26　３Ｒプラ削減連続オンラインセミナー「プラスチック汚染対策の今＝世界と日本」井田徹治氏／水道水市民ネット運営委員会
- 28　**FMゆうがお出演(教育福祉常任委員会)**

【5月】

4/29 ～ 5/3 市議会報告 No78 ポスティング
- 6　会派下野市民派クラブ連絡会
- 11　会派下野市民派クラブ主催「議会報告＆意見交換会」
- 13　**議会運営委員会／議員全員協議会**
- 15　**R7年度第1回国民健康保険運営協議会**
- 16　会派下野市民派クラブ連絡会
- 17　原発いらない栃木の会総会／講演「第７次エネルギー基本計画の問題点」大島堅一氏(宇都宮市)
- 18　下野九条の会例会
- 20　県南地域の地下水をいかす市民ネット(宇都宮市)
- 21　**市議会第1回臨時会**
- 22　**教育福祉常任委員会**
- 24　**南河内小中学校運動会参観**
- 25　とちぎ地域自治研究所総会／講演「地域・自治体から再エネ・省エネで脱炭素社会へ」傘木宏夫氏(宇都宮市)
- 26　**議会運営委員会／議員全員協議会**
- 27　一般質問について執行部からの取材

【6月】

4～19　**市議会第2回定例会**
- 4、5、6、9、19 日　**本会議**
- 6　**村尾一般質問**
- 9　**総括質疑・委員会付託**
- 10　総務常任委員会傍聴
- 11　**教育福祉常任委員会**
- 12　経済建設常任委員会傍聴
- 17　**議会運営委員会／議員全員協議会**

- 17　CCNE(原子力市民委員会)連続オンライントーク「柏崎刈羽原発 ゆるされざる再稼働―原発事故による放射性物質放出をどう予測するか―」(Zoom)
- 20　**下野市学校教育サポートセンター開所式／**会派下野市民派クラブ主催研修会「インクルーシブ教育―子どもを「分けない」学校 ― 日本のインクルーシブ教育への提言」豊中市立南桜塚小学校の取組(ビデオ視聴)
- 27　**議員研修会「ハラスメント防止研修会」**



6/21　議会だより No77 原稿執筆
6/12 ～ 7/12 村尾議会報告 No79 編集・印刷作業

～あれこれ～■道の駅しもつけの拡張計画には、当初から防災機能の強化が盛り込まれていたとは知らなかった。近隣の道の駅との差別化を図り、道の駅を目的に来て頂けるように、とは聴いていたが、防災については説明は無かった。■その後の市の動きは素早い。「近いうちに道の駅で防災訓練を実施したい」と聴いたが、既に7月9日に宇都宮国道事務所、県、NEXCO等の関係機関との防災訓練を実施した(7/10下野新聞)。■坂村市長には市政運営の明確な将来展望があるようだ。行動力に敬服。市長を支える職員の皆さんとの信頼関係も構築できているのだろう。市総合防災訓練は例年通りに実施予定とのこと。■余裕を持って取り組んだ筈の原稿書き、悪戦苦闘は相変わらず。(7/12村尾記)

